

上越市ガス水道局共同企業体運用基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、上越市ガス水道局建設工事入札参加資格審査規程（平成27年上越市ガス水道局管理規程第18号）及び上越市建設工事入札参加資格審査規程（平成元年上越市告示第7号）第23条の規定に基づき、上越市ガス水道局が発注する建設工事の競争入札に係る共同企業体の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の活用)

第2条 共同企業体の活用にあたっては、その種類と目的を勘案し、単体企業による施工に比べ効果的な施工が確保できると認められるときに活用する。

第2章 特定共同企業体

(対象工事)

第3条 特定共同企業体として発注する工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事のうちから管理者が指定したものとする。

- (1) 全体工事費がおおむね1.5億円以上の土木工事
- (2) 全体工事費がおおむね1.5億円以上の建築工事
- (3) 全体工事費がおおむね1.5億円以上の設備工事

2 前項のほか、工事の性格等に照らし、特定共同企業体による効果的かつ円滑な共同施工が確保できると認められる工事

(対象工事の指定)

第4条 対象工事の指定は、上越市ガス水道局建設工事入札参加資格要件等審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経ることを要する。

(特定共同企業体の構成要件)

第5条 特定共同企業体を構成する人及び団体は、次の各号の要件をすべて具備していなければならないものとする。

- (1) 構成員は3社以内であること。
- (2) 格付け登録の対象工事については、構成員が2社の場合は最上位等級に格付け登録された人及び団体（以下「最上位者」という。）2社で構成するものとし、3社の場合は最上位者3社、又は最上位者2社及び第2位等級に格付け登録された人及び団体（以下「第2位者」という。）1社で構成するものとする。

ただし、ガス水道本支管工事については、構成員が2社の場合は最上位者2社、又は最上位者1社及び第2位者1社で構成するものとし、3社の場合は最上位者3社、最上位者2社及び第2位者1社、又は最上位者1社及び第2位者2社で構成するものとする。

なお、ガス水道本支管工事における最上位者とは、上越市建設工事入札参加資格者名簿における土木一式工事の格付けが「A」及び管工事の格付けが「A」であるもの、第2位者とは土木一式工事の格付けが「B」及び管工事の格付けが「A」であるものとする。

(3) 最小出資比率及び代表者の出資比率は、次によること。

区 分	最小出資比率	代表者の出資比率
構成員が 2 社の場合	3 0 %	5 0 %超
構成員が 3 社の場合	2 0 %	4 0 %以上

(4) 代表者は、出資率が最も高いものであること。また、等級の異なる人及び団体の間においては、上位等級の人及び団体であること。

2 特定共同企業体の結成は、業者間の自主結成とする。この場合、構成員は、当該工事について他の特定共同企業体の構成員となることができない。

第 3 章 経常共同企業体

(登録業種等)

第 6 条 経常共同企業体が入札に参加することができる業種（以下「登録業種」という。）は、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気工事、管工事及び鋼構造物工事のうち管理者が指定したものとする。ただし、管理者は、登録業種又は登録業種のうち工事の種類ごと（以下「登録業種等」という。）に指定することができる。

(対象登録業種等の指定)

第 7 条 対象登録業種等の指定は、第 4 条の規定を準用する。

(経常共同企業体の構成要件)

第 8 条 経常共同企業体の構成要件については、第 5 条の規定を準用する。

(経常共同企業体の解散)

第 9 条 経常共同企業体は、上越市建設工事入札参加資格審査規程第 1 7 条に定める期間中は、やむを得ない事由のある場合のほか解散することができない。

2 経常共同企業体は、やむを得ない事由により解散しようとする場合は、管理者の承諾を受けなければならないものとする。

第 4 章 雑則

(共同企業体に対する通知等)

第 1 0 条 工事の監督、請負代金の支払い等契約に基づく行為については、すべて共同企業体の代表者を相手方とする。

(共同企業体からの脱退に対する承認)

第 1 1 条 構成員は、管理者の承認を受けなければ、工事の途中において共同企業体から脱退することができないものとする。

(その他)

第 1 2 条 この基準により難しい場合には、委員会が決定するものとする。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。